

報道各社御中 ← 環境省広報室

鹿児島県で回収された死亡野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等について
(H27.12.21)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	鹿児島県	出水市	ナベツル	12/19回収	陰性	12/21陽性	確定検査機関で検査中※	12/21指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

【今回の案件 (No.1) について】

※ 現時点では、遺伝子検査により A 型インフルエンザウイルス遺伝子陽性が確認されたものであり、病性は未確定、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。

※ 確定検査の結果、陰性となることもあります。

1 主な経緯等

(1) 死亡野鳥の回収地点

鹿児島県出水市 (いずみし)

(2) 経緯

- ・ ナベツル幼鳥 1 体の死亡個体を回収 (12月19日)。
- ・ 21日 (月) に、鹿児島大学 (確定検査機関) において遺伝子検査を実施したところ、A 型インフルエンザウイルス遺伝子が陽性と判明したと報告があった。
- ・ 21日、回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- ・ 21日、鹿児島大学において確定検査を実施中。

2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル 2 として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (3) 野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。
- (4) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に基づき適切に対応。



【留意事項】

- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いいたします。

【取材について】

- 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成27年12月21日(月)
自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
企 画 官：東岡 礼治 (内線6475)
鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)